



発行 新潟県

第72号

令和7年9月12日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 862 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
- 863 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 864 換地計画の縦覧（農地整備課）

公 告

- 一般競争入札の実施（ICT推進課）
- 総合評価一般競争入札の実施（人事課）
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（地域産業振興課）
- 説明会・公聴会の開催について（都市政策課）

人事委員会規則

- 8-101 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

告 示

◎新潟県告示第862号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年9月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する形質変更時要届出区域
村上市猿沢字下野1109番1の一部、1113番1の一部、1116番2の一部、1126番1の一部、1126番4の一部、1129番1の一部、1129番2の一部、1129番3の一部、1130番1の一部、1156番1の一部、1219番1の一部、1220番の一部、1221番の一部、1233番の一部、1233番1の一部及び1234番1の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

◎新潟県告示第863号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、令和7年9月14日から生ずるものとする。

令和7年9月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 区域
上越漁業協同組合の地区のうち旧浦本漁業協同組合の区域
- 2 区分
漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業
- 3 届出年月日

令和7年8月1日

◎新潟県告示第864号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和7年9月16日から同年10月15日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年9月12日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名(換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	五日市・内方地区(大坪換地区)	換地計画書の写し	柏崎市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間を経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その45)の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和7年9月12日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その45)の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 令和7年9月12日(金)から令和7年10月24日(金)まで、新潟県知事政策局ICT推進課ホームページでダウンロードすること。

URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/>

(2) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年10月24日(金) 午後1時30分
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁行政庁舎16階入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 本件入札に係る入札説明書(仕様書を含む)の交付を受けている者であること。
- (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 3(1)に定める入札執行前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(令和7年9月12日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間

令和7年10月10日(金) 午後5時まで

イ 提出方法

本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

ウ 提出場所

郵便番号：950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局ICT推進課行政デジタル化推進班

電話：025-280-5953

エ 提出書類

入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和7年10月17日(金)までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)ウに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に契約期間の月数を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be hired:
LAN-System System Servers
- (2) Time and place of bidding:
13 : 30 p.m. Oct 24, 2025
Niigata Prefectural Office Building Bidding Room
4 - 1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,
Niigata, JAPAN
- (3) For more information, please contact the following division in Japanese:
ICT Promotion Division
Governor's Policy Bureau
Niigata Prefectural Government
4 - 1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,
Niigata, JAPAN
〒950-8570

総合評価一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定により、新潟県人事・履歴管理システム構築等業務委託について、次のとおり総合評価一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和7年9月12日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称
新潟県人事・履歴管理システム構築等業務
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
新潟県総務部人事課の指定する場所

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 入札説明書の交付期間及び交付場所
令和7年9月12日（金）から同月26日（金）まで、新潟県ホームページからダウンロードすること。
URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jinji/2025jinji-rireki-nyusatsu.html>
- (2) 問合せ等
入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行日時
令和7年10月23日（木）午前10時
- (2) 入札執行場所
新潟県庁行政庁舎16階入札室

4 本件入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人若しくは法人又は共同企業体であって、それぞれ次に掲げる要件を全て満たしている者でなければならない。

(1) 個人又は法人

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(7) 令和7年9月12日以降に民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

(イ) 令和7年9月12日以降に会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

(ウ) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者

ウ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(令和7年9月12日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

エ 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

オ 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

カ 本件入札案件に関して、(2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。

キ 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 共同企業体

ア (1)アからウまで及びキに掲げる要件の全てを満たす個人又は法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者(以下「構成員」という。)で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。

(7) 共同企業体の目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表構成員の名称及び権限

(オ) 構成員の出資割合

(カ) 各構成員の責任

(キ) 利益金及び欠損金の配当並びに負担の割合

(ク) 取引金融機関の名称

(ケ) 業務期間中における構成員の脱退に関する措置

(コ) 業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続又は解散に対する措置

(ク) 共同企業体解散後の契約不適合責任

なお、本件業務委託契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ新潟県と協議すること。

イ 構成員の数が4者以内であること。

ウ 共同企業体の代表構成員が、(1)エに掲げる要件を満たすこと。

エ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

オ 全ての構成員が、本件入札に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

カ 5に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けていること。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期限

令和7年10月1日(水)午後5時15分まで

イ 提出先

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務部人事課人事係

ウ 提出方法

本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)若しくは代理人の持参又は郵送により提出する

こと。

なお、郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒に「新潟県人事・履歴管理システム構築等業務委託競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きをしたものに限る。）をもって、アの提出期限までに到着するよう郵送すること。

エ 提出書類及び部数

入札説明書による。

- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和7年10月3日（金）までに競争入札参加資格確認通知書をもって通知する。ただし、参加資格を満たすことの通知を行った場合であっても、当該通知後において、4に定める参加資格を満たさないことが明らかになったときは、これを取り消す。

6 企画提案書の提出

5(2)において、本件入札の参加資格を満たすことの通知を受け本件入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出すること。

(1) 提出期間

令和7年10月2日（木）から同年10月7日（火）までの各日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

5(1)イに同じ。

(3) 提出方法

本人若しくは代理人の持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒に「企画提案書在中」と朱書きをしたものに限る。）をもって、(1)の提出期間内に到着するよう郵送すること。

(4) 提出書類及び部数

入札説明書による。

7 企画提案書の内容説明及び質疑応答

入札参加者は、入札説明書に定めるところにより、新潟県人事・履歴管理システム構築等業務委託業者総合評価委員会（以下「委員会」という。）に対し、企画提案書について次のとおり内容説明（デモンストレーション及びプレゼンテーション）及び質疑応答（ヒアリング）を行うものとする。

(1) 日時・場所

令和7年10月14日（火）又は15日（水）午前9時から午後5時までの間で別途通知する時間

(2) 場所

別途通知する。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

入札参加者は、次のア又はイのいずれかの方法により入札を行うものとする。

ア 本人又は代理人が3に定める入札執行の日時及び場所に入札書（封筒に入れ密封のうえ、1(1)の調達案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したものに限る。）を持参し、提出すること。

ただし、代理人が持参し、提出する場合は、3(1)に定める時刻までに、委任状を提出し、代理権が確認された者でなければならない。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出先を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)の入札執行日時を記載したものに限る。）をもって、入札執行日前日の令和7年10月22日（水）午後5時までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした入札参加者のうち、次に定めるところにより新潟県

にとって最も有利な申込みを行った者を落札者とする。

ア 技術点及び価格点の和（以下「総合評価点」という。）が最高の者を落札者とする。

なお、総合評価点が最高となる者が2者以上あるときは、当該2者以上のうち技術点の最も高い者を落札者とし、総合評価点が最高で、かつ技術点が最高の者が2者以上あるときは、当該2者以上の者によるくじ引きにより落札者を決定する。

イ 技術点及び価格点は、別添「落札者決定基準」に基づき、委員会が採点する。

9 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 4に定める入札に参加する者に必要な資格のない者及び5に定める競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札
- (2) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (3) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

財務規則第41条の規定に基づき、8(3)イにより自己の見積もった契約希望金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。(2)において同じ。）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。(2)において同じ。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(2) 契約保証金

財務規則第41条の規定に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は免除する。

11 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、本件入札の落札者決定のための審査に使用する場合を除き、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された書類の審査を行う際、必要な範囲において提出者に通知することなく複製することがある。

エ 提出された書類は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり、暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ 本件調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づく苦情の申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

エ 詳細は、入札説明書による。

オ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

12 Summary

(1) Project Description:

Personnel management system

(2) Time and Place of bidding:

10:00a.m. 23 October, 2025

Niigata Prefectural Government, Bidding Room

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Personnel Division

Department of General Affairs

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken

950-8570, JAPAN

TEL : 025-280-5025

E-mail : ngt010030@pref.niigata.lg.jp

別記 落札者決定基準

1 概要

新潟県（以下「県」という。）における「新潟県人事・履歴管理システム構築等業務」の調達（以下「本調達」という。）に係る落札者の決定については、本資料によるものとする。

2 落札者の決定方法

次の(1)及び(2)の要件を全て満たしている者のうち、「3 総合評価点の算出方法」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

なお、総合評価点が最高の者が2者以上あるときは、総合評価点が最高の者のうち技術点の最も高い者を落札者とし、総合評価点が最高でかつ技術点が最高の者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(1) 入札説明書に定める競争入札参加資格を全て満たしていること。

(2) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

3 総合評価点の算出方法

本調達における総合評価点は、入札者の技術的要件に係る得点（以下「技術点」という。）と、入札者の入札価格に係る得点（以下「価格点」という。）の合計値により算出する。

総合評価点＝技術点＋価格点

(1) 得点配分

技術点と価格点は次のとおりとする。

技術点 4,500点

価格点 2,000点

(2) 技術点の算出

ア 技術点の算出

技術点は項目点の合計とする。

技術点＝項目点の合計

なお、各入札者に与える技術点は、県が「新潟県人事・履歴管理システム構築等業務委託業者総合評価委員会設置要綱」に基づいて設置する「新潟県人事・履歴管理システム構築等業務委託業者総合評価委員会」（以下「委員会」という。）の各委員の項目点合計の平均点（少数点以下第1位を四捨五入したもの）とする。

ただし、本調達における調達仕様書（以下「仕様書」という。）別紙2「機能要件一覧表」及び仕様書別紙3「非機能要件一覧表」に掲げる項目のうち、必須機能について、機能が実現できない場合又は手法に課題があり実現が見込めない場合は、失格とする。

イ 項目点の算出

項目点は、別記「評価項目表」により企画提案書の内容に応じて次の表により付与するものとする。

評価ランク	企画提案内容の評価	付与点
A	非常に優れている	項目点の100%
B	優れている	項目点の70%
C	普通	項目点の50%
D	やや劣る	項目点の20%
E	かなり劣る	項目点の0%

(3) 価格点の算出

価格点は、入札額が予定価格の範囲内である場合に、以下の式に基づいて算出することを基本とする。ただし、価格点が2,000点を超える場合は2,000点とする。

※ 価格点の算出の際は小数点以下第1位を四捨五入する。

価格点＝価格点の満点×偏差値／100

偏差値＝（（入札額－入札額の平均）×（－10）／標準偏差）＋50

標準偏差＝（（入札額－入札額の平均）の2乗の全入札者分の総和）／入札参加者数）の平方根

ただし、入札者が2者の場合は、次の式に基づいて価格点を算出する。

価格点＝（価格点の満点×修正偏差値／100×2＋価格点の満点×（1－入札額／予定価格））／3

修正偏差値＝50－偏差値の差の絶対値／2×(入札額－他者の入札額)／予定価格

※ 偏差値の算出は上と同様とする。

入札者が1者のみの場合、又は全ての入札者の入札額が同額の場合は、価格点を一律1,000点とする。

4 技術点及び価格点の採点者

技術点及び価格点の採点は委員会が行う。

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和7年9月12日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 中条ショッピングセンター

所在地 胎内市野中字江下347-4 外

設置者 株式会社ウオロク 他3者

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更の届出

公告日 令和7年4月30日

3 意見の概要

(1) 胎内市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和7年9月12日から令和7年10月12日まで

説明会・公聴会の開催について(公告)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、十日町都市計画道路の変更の素案について、次のとおり説明会・公聴会を開催する。

令和7年9月12日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 素案の概要

別紙「十日町都市計画道路の変更(新潟県決定)総括図」のとおり。

2 説明会

(1) 説明会の日時

令和7年9月17日(水)午後7時から

(2) 説明会の開催場所

越後妻有文化ホール・十日町市中央公民館「段十ろう」1階 ホール
(新潟県十日町市本町1丁目上508番地2)

3 公聴会

(1) 公聴会の日時

令和7年10月14日(火)午後7時から

(2) 公聴会の開催場所

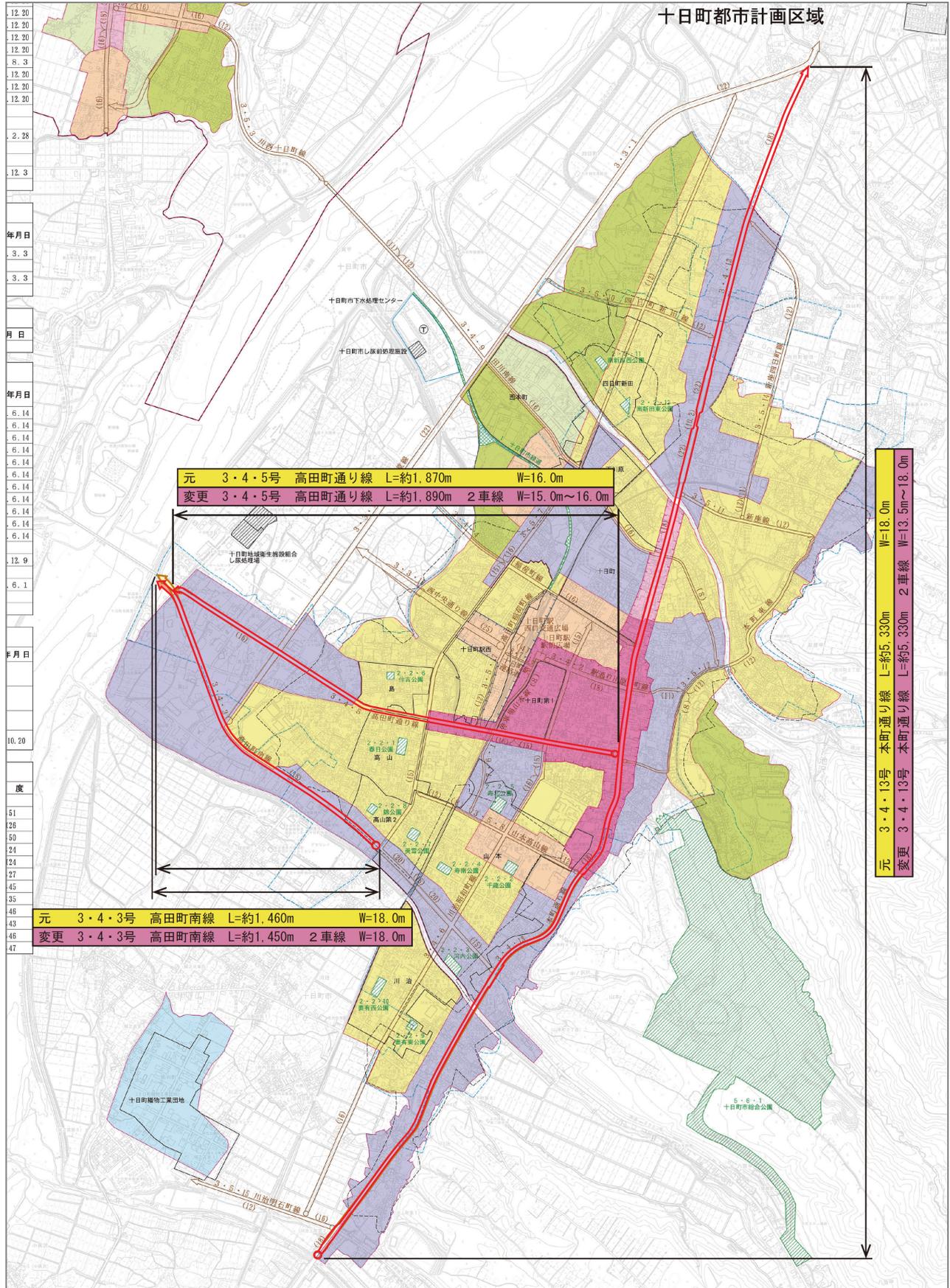
越後妻有文化ホール・十日町市中央公民館「段十ろう」1階 講堂
(新潟県十日町市本町1丁目上508番地2)

(3) 素案の縦覧

新潟県十日町地域振興局地域整備部計画調整担当、十日町市建設部都市計画課において、令和7年9月12日(金)から令和7年9月24日(水)まで縦覧に供する。

- (4) 公聴会に出席して意見を述べることができる者
十日町市の住民及び利害関係人
- (5) 公述申出の方法
変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び十日町市長宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。
- (6) 公述申出期限
令和7年9月24日（水）（当日消印有効）
- (7) 公述申出先
- ① 新潟県十日町市妻有町西2丁目1番地（〒948-0037）
新潟県十日町地域振興局地域整備部計画調整担当
電話 025-757-5408
 - ② 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地（〒948-8501）
十日町市建設部都市計画課
電話 025-757-9937
- (8) 公述人の決定
公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人（最大10名）を決定する。
- (9) 費用負担
公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。
- (10) 公聴会の傍聴
公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。
なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の20名になり次第終了する。
- (11) 公聴会の中止
公述の申出が無い場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。
- (12) その他
関連する十日町市決定の都市計画道路の変更の素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べるができる。
- 4 問合せ先
新潟市中央区新光町4番地1（〒950-8570）
新潟県土木部都市局都市政策課
電話 025-280-5429

十日町都市計画道路の変更(新潟県決定)総括図



人事委員会規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年9月12日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第8-101号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第8-55号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（介護時間）</p> <p>第16条の2（略）</p> <p>2 育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、<u>1日につき2時間</u>から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内とする。</p>	<p>（介護時間）</p> <p>第16条の2（略）</p> <p>2 <u>介護時間は、育児休業法第19条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日</u>については、2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内とする。</p>

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。